

打ち水を
本庄の
風物詩に

“涼しくするぞ！本庄” 打ち水大作戦 2010

日本では昔から、朝夕に打ち水をする習慣がありました。水は、蒸発するときに周囲の熱を奪います。つまり、打ち水＝涼しくなる、ということです。

みなさんも「打ち水を本庄の風物詩にしよう」を合言葉に、家庭や職場で打ち水をしてみませんか。

作戦実施期間

7月23日(金)【大暑】

～8月23日(月)【処暑】

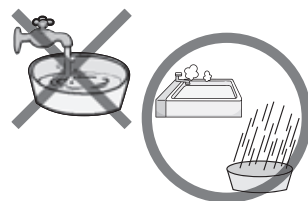
みんなでやってみよう！「ほんじょう打ち水スタイル」

⑤ だるあつさに打ち水だ

「う～、暑い！暑い、暑い！」そんなとき、エアコンに頼るのではなく、打ち水で暑さを和らげませんか。バケツをお供にレッツ・ゴー！



⑥ きゅうにやさしく打ち水だ



ちょっと待って！せっかくの打ち水、水道水ではなく、お風呂の残り湯や雨水をためたものを使って、もっと地球にやさしくしませんか。

⑦ みんなでなかよく打ち水だ



みんなが涼しくなるように、ご近所同士で打ち水してみませんか？打ち水ついでに井戸端会議…。昔ながらの光景でいいものです。くれぐれも自動車や歩行者には気を付けて！

⑧ すずしくなったよ打ち水で

「ずばっ」と打ち水を決めた後は、しみじみと打ち水後の涼しさを味わいましょう。風鈴の音色が加われば、まさに「日本の夏！」ですね。



みんなの力で本庄の風物詩に！『市民一斉打ち水大作戦』を開催

みんなの力を合わせてまちを涼しくしましょう。バケツやじょうろなどに水を入れてお集まりください。

日時 8月3日(火) 午後3時～(雨天中止)

メイン会場 旧中山道(県道勅使河原本庄線)「千代田3丁目交差点」から「図書館入口」までの歩道

※イベント終了後、作戦本部で記念品を配布します。(無くなり次第終了)

◇事前学習会を開催します



事前に打ち水について学んでから、市民一斉打ち水大作戦に参加しませんか。夏休みの自由研究などにも役立ちます。

日時 7月31日(土) 午前10時～

内容 体験講座と打ち水の実践

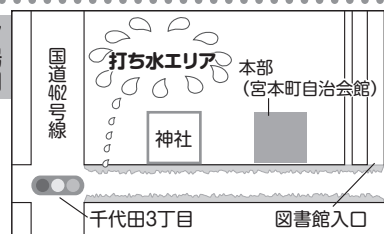
定員 30組(多数の場合抽選)

場所 市役所6階大会議室

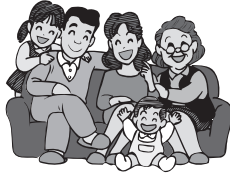
対象 市内在住の小学4年生以上の児童とその家族

申込 7月27日(火)までに電話又は直接下水道課へ

メイン会場案内



詳しくは、下水道課 (☎②1146) へお問い合わせください。



宅地(保留地)公売のご案内



市では、土地区画整理事業施行地内の宅地(保留地)を次のとおり公売します。

公売方法

公開抽せん方式

受付期間

8月3日(火)~7日(土)
午前8時30分~午後5時15分

受付場所

都市計画課(市役所2階)

※8月7日(土)は、市役所1階市民ホールで受け付けます。

申込資格・要件

- 市税を滞納していない個人
- 申し込みは、1世帯につき1区画まで

抽選日

8月24日(火) 午後2時~

抽選会場

市役所5階504会議室

※⑥を除く物件は、8月2日(月)まで随時先着順(法人可・購入区画制限なし)による公売もします。(公売価格が表の価格と異なります。)

*詳しくは下記へお問い合わせください。(案内書も用意しています。)

★都市計画課 ☎ 25 1 1 4 3

○宅地(保留地) 公売区画

| 地区名 | 公売番号 | 面積 | 単価(1㎡あたり) | 公売価格 |
|-----|------|---------|-----------|-------------|
| 小島西 | ① | 366.59㎡ | 33,000円 | 12,097,470円 |
| | ② | 165.42㎡ | 42,300円 | 6,997,266円 |
| | ③ | 188.18㎡ | 47,200円 | 8,882,096円 |
| | ④ | 165.01㎡ | 40,900円 | 6,748,909円 |
| | ⑤ | 24.42㎡ | 14,600円 | 356,532円 |
| 児玉南 | ⑥ | 521.68㎡ | 24,400円 | 12,728,992円 |
| | ⑦ | 508.63㎡ | 16,400円 | 8,341,532円 |
| | ⑧ | 336.83㎡ | 22,800円 | 7,679,724円 |
| | ⑨ | 173.45㎡ | 21,400円 | 3,711,830円 |
| | ⑩ | 110.95㎡ | 21,200円 | 2,352,140円 |
| | ⑪ | 342.64㎡ | 22,800円 | 7,812,192円 |
| | ⑫ | 191.77㎡ | 23,600円 | 4,525,772円 |

平成22年度市民税・県民税の申告はお済みですか？

◎市民税・県民税の申告相談を行います

市では、市民税・県民税の申告が必要と思われる人に、申告をお願いする通知を8月に発送し、申告相談を9月にかけて順次実施する予定です。

対象

- ① 前年に市民税・県民税が課税されていて、今回申告していない人、又は給与支払報告書(年金も含む)が市に提出されていない人
- ② 不動産収入又は報酬(外交員報酬含む)等があり、申告をしていない人
- ③ 公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり、申告をしていない人(特別控除を適用するためには申告が必要です。)

※所得税が課税される場合や源泉徴収された支払調書等がある場合及び土地建物の譲渡所得等については、税務署へ申告してください。

◎所得・課税証明書の発行について

これから申告をする人で、所得・課税証明書が必要な場

申告はお済みですか？

合は、申告後に発行します。

また、申告で課税になる場合等には、税額決定・納税通知書発行後に証明書の発行となるため、証明書の発行までに期間を要しますので、お早めに申告してください。

◎扶養控除の確認について

申告書又は給与支払報告書(年金も含む)に基づき、次の①②に該当する人に電話又は文書で扶養の確認を行います。また、市外の人を扶養している場合は、その住所地の市役所等へ被扶養者の合計所得等の確認を行います。

- ① 重複して扶養をとっている場合(複数の納税義務者が同一の人を扶養対象親族とすることはできません。)
- ② 確定申告書又は給与支払報告書(年金も含む)に扶養の記載があるが、その扶養者を特定できない場合

※確認の結果、扶養等が取り消される場合があります。変更内容等は、本人(普通徴収の場合)又は勤務先(特別徴収の場合)に通知します。

★課税課 ☎ 25 1 1 2 3